2．通知の内容
　土地区画整理法第103条第1項の規定により、野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。
　なお、換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・位置図・換地図の原本につきましては、千葉県野田市東宝珠花237番地1にある、次木親野井土地区画整理事務所に備え置き、その写しを千葉県野田市東宝珠花238番地2にある野田市関宿掲示板、本土地区画整理事業49街区にある次木自治会館掲示板及び本土地区画整理事業24街区にある親野井自治会館掲示板に掲示してあります。
(1)　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
(2)　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、野田市を被告として（訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告
　当社は、平成二十八年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
北海道旭川市東八条三丁目一番一九号
有限会社北海道新聞上杉販売所
清算人　上杉　敬紀

解散公告
　当社は、平成二十八年八月二十九日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
札幌市中央区南一条東二丁目一一―四　八階Ａ
株式会社エコ・イノベーション
代表清算人　和島　誠市

解散公告
　当社は、平成二十八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
青森県八戸市大字市川町字下揚四五番地四四
株式会社ハチテイ
清算人　吉田　諭

解散公告
　当社は、平成二十八年九月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
山形市大字山寺四三七九番地
有限会社半沢商店
清算人　半澤　賢吉

解散公告
　当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
福島県いわき市中岡町五丁目八番地の二
株式会社すずりょう
代表清算人　鈴木　亮

解散公告
　当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
福島県伊達市保原町字元木九一番地の三
有限会社枝並建築工業所
清算人　枝並　淳子

解散公告
　当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
福島県いわき市勿来町酒井高畔二〇番地
有限会社星組
清算人　星　洋一

解散公告
　当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条八二六番地の三
金井建設株式会社
代表清算人　金井　孝文

解散公告
　当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
埼玉県さいたま市中央区新都心四番地一二
有限会社彩都心
清算人　丸山　一之

解散公告
　当組合は、平成二十八年七月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
千葉県東金市田間二〇〇五番地
千葉瓦商業協同組合
清算人　石黒　信行

解散公告
　当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
東京都港区南麻布三丁目一九番二三号オー
ク南麻布ビル二階　ヨジテック株式会社
代表清算人　ヘンリー・タン

解散公告
　当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内　合同会社ＧＫ６２
清算人　中村　里佳

解散公告
　当社は、平成二十八年八月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年九月十六日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると
綜合事務所内　ＡＬＴ２合同会社
清算人　野坂　照光